

生保2（問題）

問題1. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕（50点）

(1) 以下の①～⑤について、正しいものには○、誤りのあるものについては×を付けよ。

- ① 生命保険会計における保険料の計上基準は、発生主義である。
- ② 前納契約が消滅した場合の前納残高の返還金は、保険料の勘定科目に計上する。
- ③ 生命保険会計における費用の計上基準は、実現主義である。
- ④ 保険契約の転換時点では、経理処理は行わない。
- ⑤ 事業年度末に解約返戻金を支払備金として計上する際、契約者貸付金がある場合でも、解約返戻金備金としては貸付金を控除する前の金額を計上する。

(2) 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の規定に関する以下の①～⑤について、正しいものには○、誤りのあるものについては×を付けよ。

- ① 監督当局の認可を得て標準責任準備金（又は平準純保険料式責任準備金）以外の責任準備金を積み立てている場合、1号収支分析では責任準備金積立計画を考慮して責任準備金の確認を行わなければならない。
- ② 1号収支分析（1号基本シナリオ）において、価格変動準備金、危険準備金の繰入については、原則として、それぞれのリスク量に応じて、法定最低繰入基準を下回らない範囲で、計画的に繰り入れる。
- ③ 1号収支分析において責任準備金不足額が発生しなかった場合、3号収支分析を行う必要は必ずしもない。
- ④ 全件消滅ベースの配当所要額の配当可能財源の確認において、「その他有価証券」については含み損益を配当可能財源に算入するが、「満期保有債券」および「責任準備金対応債券」の含み損益は算入しない。
- ⑤ 配当可能財源の確認に使用する全件消滅ベースの配当所要額は、次のとおりである。

全件消滅ベースの配当所要額

$$\begin{aligned} &= (2年目配当契約) 翌年度に支払う通常配当（およびこれに準じる配当） \\ &+ (3年目配当契約) 翌年度に支払う通常配当（およびこれに準じる配当） \\ &+ (3年目配当契約) 翌々年度に支払う通常配当（およびこれに準じる配当）の1/2 \\ &+ 翌年度に全件消滅したと仮定した場合の消滅時配当 \end{aligned}$$

(3) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

利源枠は、事業費統制の基準としては、「まで考慮に入れた財源対応ではより実態に近い」、「を限度とした枠計上である」等といったメリットがあるが、「チルメル期間経過後、が大きくなる」等といったデメリットがある。

また、歳銀枠からの修正においては、を限度とした枠計上とするため、初年度の新契約費がを上回る部分を次年度以降に繰越すを行う。

(4) 生命保険会社の法人税課税について、次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

(a) 7%最低課税方式とは、課税所得が当期の7%相当額に満たない場合は、の7%相当額をもってとする方式である。ただし、、心身障害者扶養者生命保険、再保険に係るは2分の1に減額して計算する。

(b) 責任準備金の繰入額については、で計算した積立額を限度として、損金算入が認められている。

(c) 契約者配当準備金繰入額の損金処理が認められている。ただし、が上限とされている。

(5) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

米国の保険株式会社の会計には、保険監督としての会計、証券取引法に類似の概念に基づき一般事業会社と同列に扱われる会計、および税務会計がそれぞれ独立して存在している。会計の視点は保護であり、法でルールを定めて保守的な評価としている。一方、会計の視点は保険会社のへの情報提供であり、期間損益やをより適正に把握することを重視している。

(6) ソルベンシー・マージン基準について、次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

(a) 保険料積立金の解約返戻金相当額超過額は、解約返戻金相当額がを下回る場合は、解約返戻金相当額としてを使用して算出する。

(b) 将来利益は、の直近の5事業年度の平均値に相当する額または直近のの額のいずれか小さい額に50%を乗じた額である。

(c) 税効果相当額は、 (算式) により得られる額である。ここに、

Aは、資本の部の剰余金の額から利益または剰余金の処分として支出する額、法定準備金に積み立てる額およびこれに準じたものの額の合計額を控除した額、

tは、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に用いた法定実効税率とする。

(d) 満期保有目的の債券として分類している邦貨建債券の価格変動等リスク相当額を算出する際に使用するリスク係数はである。

(e) その他有価証券の価格変動等リスク相当額は、リスク係数×で計算される。

- (7) 生命保険相互会社は、剰余の80%以上を内閣府令に定める準備金に繰り入れなければならないとされている。次の生命保険相互会社の剰余金処分決議書から、当該会社の配当還元率を計算しなさい。(解答は%表示とし、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで求めよ。)なお、その計算過程についても記載すること。

剰余金処分決議書 (単位:百万円)

当期末処分剰余金	100,000
前期繰越剰余金	45,000
剰余金処分数額	50,000
社員配当準備金	35,000
差引純剰余金	15,000
損失てん補準備金	200
基金利息	1,200
役員賞与金	100
任意積立金	13,500
基金償却準備金	10,000
社員配当平衡積立金	3,100
社会厚生事業推進積立金	400
次期繰越剰余金	50,000

- (注) 1. 基金 50,000 百万円を 5 年で償却している。
 2. 任意積立金目的取崩額および社員配当準備金戻入額はないものとする。

- (8) 金融商品の時価評価の導入により、平成13年度から、その他有価証券についても時価評価が義務付けられている(平成12年度から前倒し適用可能)。次の貸借対照表はその他有価証券を時価評価していない。その他有価証券について時価評価を行った場合、貸借対照表はどのように変化するかについて説明せよ。なお、その他有価証券に係る貸借対照表価額は、225,000 百万円、時価は 295,000 百万円とし、実効税率は 3.6%とする。

貸借対照表 (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	16,000	保険契約準備金	824,000
コールローン	12,000	その他負債	23,000
買入金銭債権	24,000	退職給付引当金	7,000
有価証券	513,000	価格変動準備金	2,000
貸付金	255,000	負債の部合計	856,000
不動産及び動産	37,000	基金	9,000
その他資産	15,000	法定準備金	3,100
繰延税金資産	12,000	再評価積立金	15
貸倒引当金	▲ 4,000	基金償却積立金	3,000
		損失てん補準備金	85
		剰余金	11,900
		任意積立金	7,000
		当期末処分剰余金	4,900
		資本の部合計	24,000
資産の部合計	880,000	負債及び資本の部合計	880,000

- (9) 平成12年度決算より生命保険会社に「基礎利益」の計算が義務付けられたが、「基礎利益」について簡潔に説明せよ。
- (10) エンベディッド・バリュー (Embedded Value) とアプレイザル・バリュー (Appraisal Value) について簡潔に説明せよ。

問題2. 次の(1)から(3)のうち2問を選択し解答せよ。 (50点)

- (1) 責任準備金について、以下の問に答えよ。
- ① 標準責任準備金制度の目的および概要について、説明せよ。
 - ② 給付など商品内容が多様化する今日の状況下における責任準備金評価について、上記①を踏まえて、所見を述べよ。(商品の事例を挙げて論じてもよい。)
- (2) 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」について、以下の問に答えよ。
- ① 事業継続基準について、その確認方法を簡潔に説明せよ。
 - ② 事業継続基準未達となった場合、事業継続基準不足相当額を解消するために保険計理人が意見書に示すことができる経営政策の変更を5つ挙げよ。
 - ③ 「事業継続基準」が創設された趣旨を踏まえ、生命保険会社経営におけるアクチュアリーの果たす役割について所見を述べよ。
- (3) 日本における相互会社の非相互化(株式会社化)について、以下の問に答えよ。
- ① 非相互化のメリットおよびデメリットを簡潔に説明せよ。
 - ② 「組織変更剰余金額」について、法令に規定されている事項に触れながらその内容を説明し、所見を述べよ。

以上

生保2 解答例

問題1

- (1) ① × [× 発生主義 → ○ 現金主義]
② × [× 保険料 → ○ その他返戻金]
③ × [× 実現主義 → ○ 発生主義]
④ × [× …経理処理は行わない。
→ ○ …契約者貸付金がある場合などは経理処理を行う。]
⑤ ○
- (2) ① × [× …場合、1号収支分析では責任準備金積立計画を考慮して責任準備金の確認を行わなければならない。
→ ○ …場合でも、1号収支分析では責任準備金積立計画を考慮して責任準備金の確認を行う必要は必ずしもない。]
② ○
③ × [× …場合、3号収支分析を行う必要は必ずしもない。
→ ○ …場合でも、3号収支分析を行わなければならない。]
④ × [× …「満期保有債券」および「責任準備金対応債券」の含み損益は算入しない。
→ ○ …「満期保有債券」および「責任準備金対応債券」の含み益は算入しないが、含み損は算入する。]
⑤ × [× (2年目配当契約)翌年度に支払う通常配当(…)
→ ○ (2年目配当契約)翌年度に支払う通常配当(…)の1/2]
- (3) ① 解約控除
② 保険料収入
③ 付加保険料
④ 貯蓄保険料
⑤ 限度超過修正(ネガティブ・リザーブ修正も可)
- (4) ① 剰余金
② 課税標準
③ 団体定期保険
④ (平準)純保険料式
⑤ 翌期配当所要額

- (5) ① SAP
 ② GAAP
 ③ 契約者
 ④ 株主（投資家も可）
 ⑤ 費用対効果（経営成績も可）

- (6) ① 全期チルメル式責任準備金
 ② 配当準備金繰入額
 ③ $A \times t / (1 - t)$
 ④ 0%
 ⑤ 貸借対照表計上額

(7) 保険業法第58条第2項および施行規則第27条・第28条の規定により計算する。

分子：社員配当準備金35,000＋社員配当平衡積立金3,100＝38,100百万円

分母：当期末処分剰余金100,000－前期繰越剰余金45,000－損失てん補準備金200－基金利息1,200－基金償却準備金10,000＝43,600百万円

したがって、配当還元率＝ $38,100 \div 43,600 = 87.4\%$ …（答）

(8) 与えられた貸借対照表に次の修正を施す。

- ・その他有価証券の評価差額が（時価295,000－貸借対照表価額225,000＝）70,000百万円であることから、 $70,000 \times (1 - 0.36) = 44,800$ 百万円が資本の部の「評価差額金」として計上され、その分「資本の部合計」が増加する。
- ・これに対応する「繰延税金負債」が $70,000 - 44,800 = 25,200$ 百万円であるため、「繰延税金資産」とネット表示される。すなわち、 $25,200 - 12,000 = 13,200$ 百万円が負債の部の「繰延税金負債」として計上され、その分「負債の部の合計」が増加し、同時に資産の部の「繰延税金資産」が削除される。
- ・さらに、資産の部の「有価証券」が70,000百万円増加する。
- ・結果として、「資産の部合計」および「負債及び資本の部合計」が58,000百万円増加する。

なお、これらの修正は損益計算書を通すことはない。（資本直入法）

この結果、修正後の貸借対照表は次のとおりとなる。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	16,000	保険契約準備金	824,000
コールローン	12,000	その他負債	23,000
買入金銭債権	24,000	退職給付引当金	7,000
有価証券	583,000	価格変動準備金	2,000
貸付金	255,000	繰延税金負債	13,200
不動産及び動産	37,000	負債の部合計	869,200
その他資産	15,000	基金	9,000
(繰延税金資産)	(削除)	法定準備金	3,100
貸倒引当金	▲ 4,000	再評価積立金	15
		基金償却積立金	3,000
		損失てん補準備金	85
		剰余金	11,900
		任意積立金	7,000
		当期末処分剰余金	4,900
		評価差額金	44,800
		資本の部合計	68,800
資産の部合計	938,000	負債及び資本の部合計	938,000

(9) 基礎利益は、保険業務や運用業務といった生命保険会社の本業で得た利益を示すもので、「経常利益」から、金融市場の変動に影響される損益である有価証券売却損益・有価証券評価損等の「キャピタル損益」、および、危険準備金繰入（戻入）額・個別貸倒引当金繰入額等の「臨時損益」を控除して計算する。

(10) 「エンベディッド・バリュー」は、価値基準会計における生命保険会社の経済的価値であり、純資産の額に保有契約の経済的価値（将来その契約から期待される法定会計上の利益からソルベンシー・マージン等の必要サープラスの増加分を差し引いた利益（使用可能利益）をリスク割引率（ハードル・レート）で割り引いた現価）を加えたものである。

「アプレイザル・バリュー」は、生命保険会社が保有すると考えられる新契約獲得のポテンシャルを、将来見込まれる新契約から得られるであろう将来の年々の法定会計上の損益の割引現価により評価し、「エンベディッド・バリュー」に加算したものである。

問題2 (1)

(解答の作成にあたり、論ずべき事項の一例は以下のとおりである。)

① 標準責任準備金制度の目的および概要について、説明せよ。

<目的>

- 1996年4月の保険業法の改正により、商品・価格の自由度をより高め、競争を促進する方向
- 規制緩和・自由化・競争促進の一方で、確固たる健全性確保の仕組みの構築
- 契約者保護
- 保険会社の健全性を高め、支払能力を確保

<概要>

- 標準責任準備金の対象外契約 … 施行規則第68条
 - ・ 1996年4月1日以前契約
 - ・ 責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約
 - ・ 保険料積立金および払戻積立金を積み立てない保険契約、ならびに保険料積立金を計算しない保険契約
 - ・ 保険約款において、保険会社が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある保険契約（標準利率を超える利率を最低保証する保険契約を除く。）
 - ・ その他法第116条第2項に規定する責任準備金の計算の基礎となる係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの
 - 平成13年金融庁告示第24号
 - ・ いわゆる損害保険契約（第2分野商品）
 - ・ 保険期間が1年以下の保険契約
 - ・ 外国通貨を持って保険金、返戻金その他給付金の額を表示する保険契約（対象外契約の積立方式・予定利率等にも触れるのが望ましい。）
- 標準責任準備金の積み立て方式および計算基礎 … 平成8年大蔵省告示第48号
 - ・ 積立方式 : 平準純保険料式
 - ・ 予定死亡率 : 社団法人日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検証したもので [標準死亡率 : 現在は「生保標準生命表1996」]

- ・ 予定利率 : 過去の10年国債応募者利回りを基準とした計算方式の概要等
[標準利率: 現在は1.50%]
 - ・ 計算した保険料積立金の額が契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金とする。
 - ・ 計算基礎はロックイン
 - ・ 生命保険会社の業務又は財産の状況および保険契約の特性等に照らし特別の事情がある場合には、標準責任準備金を下回る積み立てが認められている。
- … 施行規則第69条第4項第4号

② 給付など商品内容が多様化する今日の状況下における責任準備金について、上記①を踏まえて、所見を述べよ。(商品の事例を挙げて論じてもよい。)

<視点の例>

- 生命保険会社の財務基盤の充実が支払能力の確保のために重要であるが、できる限り利益は内部留保されればよいというのではなく、支払能力が合理的な範囲で図られる限度内で、できるだけ契約者や保険金受取人等(または株主等)に利益の還元が図られなければならない。すなわち、健全性維持のために責任準備金の積立水準を高めることは必要であるが、同時に、過度の保守的な責任準備金積立は契約者等の過度な負担増に繋がるため、「保険会社の健全性」と「契約者等の負担」の両面から総合的な検討が必要である。
- 保険種類に応じて、標準責任準備金を設定することの是非
- 標準責任準備金対象契約の拡大によって、商品設計の自由度を奪うことの無いよう、商品特性に応じた責任準備金の充実等の検討の必要性
- 標準基礎率の対象となる基礎率の追加の必要性
- 標準責任準備金対象契約について、算出方法書に基づき標準責任準備金を積み立てない場合の基準の検討
- ロックインの問題
- 期間損益の観点(保険期間全体を通じてみた場合、合計利益は責任準備金積立水準によらないが、単年度損益は責任準備金積立水準により影響を受ける。)
- 追加責任準備金の整理
- 危険準備金をも考慮した責任準備金(保険料積立金・未経過保険料)の積立水準の検討
- 保険計理人の確認(責任準備金の積立に関する将来収支分析の厳正な運用)

<責任準備金評価用予定死亡率・予定保険事故発生率について>

- 優良体保険・非喫煙者保険
 - ・保険料計算用発生率を使用する場合の留意点（選択等の検証・優良体以外の発生率の検証・優良体／標準体／条件体の占率検証）
 - ・標準死亡率を使用する場合の留意点
 - ・標準体・条件体の標準責任準備金との整合性をどう考えるか。
 - ・考えられる取扱案
- 第3分野保険（傷害・疾病）・特定疾病保険
 - ・給付が一樣ではないので、給付内容の特性にあわせた基礎率を個別に作成
⇒ 保険事故発生率の検証
 - ・将来の変動性（社会的な要因を含む）が大きい ⇒ 保険事故発生率の検証
 - ・将来にわたる支払能力を確保する観点 ⇒ 将来収支分析の活用
 - ・考えられる取扱案
- 低解約返戻金型保険
 - ・責任準備金評価計算への予定解約率組込みの是非、予定解約率の水準
 - ・様々な要因により、実際解約率の変動性は大きい（解約は、契約者の意志により発生するため、正確な予測は困難） ⇒ 様々なシナリオによる収益性検証を基に責任準備金水準の検討
 - ・考えられる取扱案
- 予定利率変動型商品
 - ・生存保障型商品の場合の標準死亡率の考え方
 - ・考えられる取扱案
- 死亡率・予定利率以外の標準基礎率の是非

<責任準備金評価用予定利率について>

- 標準利率に求められるもの
 - ・標準利率は過去の金利実績等から、合理的・客観的に設定する。
 - ・標準利率は、将来の金利変動も、ある程度カバーする必要があることから、過去の金利変動の実績等をもとに、安全率を見込む必要がある。
 - ・責任準備金は、ある程度安定的に積み立てることが望ましいことから、頻繁な標準利率の変更は避けるべきである。
 - ・商品性・保険期間等を考慮する。

- 低解約返戻金型保険
 - ・ 実際解約率の変動性が大 ⇒ バッファーとして、責任準備金評価用予定利率を保守的に設定することの検討
- 予定利率変動型商品
 - ・ 予定利率に最低保証がある場合の責任準備金評価
- 基礎率変更権
 - ・ 予定利率変動型商品の場合は、現行では標準責任準備金対象外契約（ただし、標準利率を超える利率を最低保証する保険契約は、標準責任準備金対象契約）
- 日本の標準責任準備金制度では、新しい標準利率は、改定以降に締結される保険契約にのみ適用し、既契約には遡及しない方式（いわゆる「ロックイン方式」）を採用している。従って、将来収支分析の結果、改定前の既契約に係る責任準備金が適正でないと判断される時は、標準責任準備金に加えて、「追加責任準備金」を積み立てる仕組みとされている。

【解答の作成にあたって】

上記の全てを網羅している必要性はないが、法令等の理解度、責任準備金に対する解答者の考えを問う基本的な出題である。責任準備金に関する出題は、過去にも多く出ている。しかしながら、しっかりとした所見が述べられている解答者が多くなかったのが残念である。

問題 2 (2)

① 事業継続基準について、その確認方法を簡潔に説明せよ。

保険計理人は、法第121条第1項第3号（および施行規則第80条第3号）の規定に基づき、将来にわたり、保険業の継続の観点から適正な水準（事業継続基準）を維持することができるかどうかを確認しなければならない。

< 確認方法 >

「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」が「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」を上回ることを確認する。

ここで、「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」とは、事業継続基準の確認に関する将来収支分析を行った場合の時価評価した資産から施行規則第87条第3号に定める額（資産運用リスク相当額）を控除した額をいう。

また、「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」とは、次のイとロの合計額をいう。

イ. 事業継続基準に係る額、すなわちそれぞれの保険契約について、全期チルメル式責任準備金と解約返戻金相当額のいずれか大きい方の額を計算したものの合計額。ただし、影響額が軽微であると判断される場合には、それぞれの保険契約ごとに、全期チルメル式責任準備金と解約返戻金相当額のいずれか大きい方を計算するのではなく、保険数理上妥当な範囲でまとめられた保険契約群団ごとに計算することができる。

ロ. 負債の部の合計額から、次に掲げる額の合計額を控除した額

- (1) 責任準備金
- (2) 価格変動準備金
- (3) 配当準備金未割当額
- (4) 評価差額金に係る繰延税金負債
- (5) 劣後特約付債務（ソルベンシー・マージン総額として計算される額に限る。）ただし、資産運用リスク相当額を限度とする。

収支分析はオープン型とし、分析期間は少なくとも将来10年間とし、分析期間中の最初の5年間の事業年度末において上記の確認を行う。

<シナリオの設定の概要>

- 金利は直近の長期国債応募者利回りが横ばいで推移する。
- 株式・不動産の価格や為替レートについては変動しない。
- 外貨建資産運用収益については直近の為替レートを使用し、資産運用収益は以下のとおり。
 - ・ニューマネーは全て国内長期国債に投資したものとし、オールドマネーについては直近の長期国債応募者利回りで運用収益が得られるものとする方法
 - ・その他合理的な方法
- 新契約高・新契約の商品構成比、保険契約継続率、死亡率など保険事故発生率、事業費については、
 - ・直近年度

- ・直近年度を含む過去3年間の平均値
- 資産配分・資産構成比は直近年度における資産配分・資産構成比をもとに合理的なシナリオを設定する。
- 配当金は、原則として直近年度の配当率が据え置かれたものとする。
- 価格変動準備金、危険準備金の繰入れについては、原則としてそれぞれのリスク量に応じて、法定最低繰入基準を下回らない範囲で、計画的に繰り入れることとする。
- 配当準備金繰入額のうち積立配当金として留保されるもの等以外は、原則として、契約者に支払われることとし、その額を資産から減少させることとする。
- 配当準備金の残高は、原則として、前年度決算の配当準備金繰入額のうち積立配当金として留保されるもの、積立配当金の利息、および、積立配当金の引き出し分等を考慮して、計算することとする。なお、積立配当金の引き出し分は、その額を資産から減少させることとする。
- 劣後性債務・社債・基金については、その約定に従って、利息を支払うこととする。また、期限のあるものについては、期限到来時に約定に従って返済・償還または償却を行い、期限到来後は再調達しないものとする。
- その他の負債については、著しい変動の予想されるものを除き、原則として、直近の残高がそのまま推移するものとする。

② 事業継続基準未達となった場合、事業継続基準不足相当額を解消するために保険計理人が意見書を示すことができる経営政策の変更を5つ挙げよ。

「生命保険会社の保険計理人の実務基準」第31条（事業継続基準に関する意見書記載事項）に次の5つが規定されている。

- イ. 一部または全部の保険種類の配当率の引き下げ
- ロ. 実現可能と判断できる事業費の抑制
- ハ. 資産運用方針（ポートフォリオ）の見直し
- ニ. 一部または全部の保険種類の新契約募集の抑制
- ホ. 今後締結する保険契約の営業保険料の引き上げ

なお、これらの経営政策の変更は、直ちに実行されるものでなければならない。

③ 「事業継続基準」が創設された趣旨を踏まえ、生命保険会社経営におけるアクチュアリーのみ果たす役割について所見を述べよ。

<事業継続基準の創設の趣旨>

本収支分析（3号収支分析）は、1号収支分析と異なり、会社全体の資産、負債、資本について行う。目的は、将来収支分析を通じて事業継続に必要な十分な資産が確保されているかを確認し、将来にわたって会社が事業を継続できるか否かを判断するものである。仮に、経営状況が悪化した場合においても本収支分析を通じて、保険契約者に多大な損害を与える前に、早期に発見・対処を可能とすることで、早期警戒システムの強化が図られる。

また、ソルベンシー・マージン比率における静的検証だけでは限界があるとの見方がある中で、動的検証として本収支分析が位置づけられる。

これまでの実務基準は、責任準備金積立水準や配当水準の適正性についての確認であったが、この事業継続基準は基準を満たせない場合には業務停止へと繋がることから、この意見書を取締役会に提出する保険計理人や、その計算実務にあたるアクチュアリーの重要性がさらに大きくなったといえる。

なお、事業継続基準確認には、例えば次の要件が求められる。

- ・保険計理人の独立性
- ・測定の客観性、公平性

<アクチュアリーの果たす役割としてのポイント>

(1) 社内への報告

3号収支分析を通じ、事業継続に懸念（純資産に不足が生じる懸念）がある場合には、その状況について経営者をはじめ関係部門に報告し、認識させた上で然るべき対応を図らしめる。

また、当該収支分析はもとより、定期的に迅速かつ正確な収支分析を行うよう整備することが望まれる。

(2) 事態を回避するための方策の提示

a) 毎年のフローの収益力の確保

- ・収益性・付加価値の高い商品開発
- ・保有契約高の拡大方策
- ・事業費の抑制
- ・資産運用の効率化

b) 資本・内部留保の充実

- ・危険準備金・価格変動準備金・その他任意積立金の計画的積増し
- ・劣後債の発行、劣後ローンの取組み
- ・財務再保険の利用
- ・基金の取入れ
- ・増資の取込み

c) リスク量の縮減

- ・再保険の活用
- ・商品ポートフォリオの変更
- ・商品性の変更（計算基礎の変更ができる商品開発、基礎率変更権付与）
- ・資産運用ポートフォリオの変更
- ・支払事由の見直し
- ・医的選択基準の見直し
- ・諸利率（保険金据置利率、前納預利率等）の引下げ

d) ALM管理

- ・定期的なキャッシュ・フローテストの実施

e) 経営全般にわたる提言

- ・ニューチャネルの開拓
- ・新規ビジネスへの参入
- ・子会社の設立、分社化
- ・子会社の統合・売却、株式化

(3) 方策の実施状況監視

事態を回避するための方策の提示をした場合は、その反映が予定どおりに行われているかを監視する必要がある。

(4) 事態が生じた場合の原因の追求

原因を追求した上で、対応策の検討の一助とする。原因として考えられるものとして、例えば、次のものが挙げられる。

- ・多額の逆鞘による経常利益の圧迫
- ・毎年の剰余と配当水準のアンバランス
- ・継続率の悪化による保険料収入等の減少
- ・死亡率、発生率の増加等による死差益の減少
- ・事業費が増加する一方、新契約の伸び悩み、継続率の悪化等による予定事業費枠が縮減し、費差益が減少

- ・資産と負債がミスマッチした資産配分

また、状況によっては、原因の分析に際し、潜在価値会計、価値基準会計等の別の会計方式（内部管理会計的方式）を用いることにより、別の観点からのチェックを行う。

（5）事態が生じた場合の対応の提示

- ・一部または全部の保険種類の配当率の引き下げ
- ・実現可能と判断できる事業費の抑制
- ・資産運用方針（ポートフォリオ）の見直し
- ・一部または全部の保険種類の新契約募集の抑制
- ・今後締結する保険契約の営業保険料の引き上げ

（以上、保険計理人が意見書を示すことができる経営政策と同じ。）

- ・新規ビジネスを行う際のソルベンシー・マージン基準を維持できる範囲内での内部留保の取り崩し
- ・その他合理的な経営政策の変更

【解答の作成にあたって】

本題は、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」第27条～第32条からの出題である。

①の<確認方法>は第27条～第30条、②<経営政策の変更>は第31条の記載内容を理解していれば解答は容易である。③については、3号収支分析の趣旨・意義を踏まえた上で、周辺知識を付帯しつつ、アクチュアリーとして様々な観点から言及し所見を書くことを求めた。解答例以外にも考えるべき点が多々あると思うが、今後予想される様々な問題に直面するにあたり、アクチュアリーとしてどう考えるべきか、またどういう行動をとるべきかを整理しておくことが肝要である。

問題2（3） [解答のポイント]

① 非相互化のメリットおよびデメリットを簡潔に説明せよ。

実際に非相互化を検討するにあたっては、会社の経営資源や事業実態を分析し、メリットを最大化、デメリットを最小化する施策を講じるとともに、デメリットを上回るメリットの確保が必要となる。

<非相互化のメリット>

- ◆ 金融サービス業務のさらなる展開を目的とした、組織拡大又は財政問題解決のための資金を、金融市場から直接、かつ機動的に、調達できる。
- ◆ 株式会社は、川上持株会社を設立して経営の多角化を図ることができる。
特に広範な金融サービス業務を展開しようという場合には、兄弟会社間の連携により効果的な活動が可能となる。このことにより、既存の契約者に対してもサービス拡充を図る機会が期待できる。
- ◆ 株式会社の株主は、経営環境の変化に敏感に対応する。したがって、株主により経営監視が強化され、経営課題への対応が促進される。特に、上場した場合には、効果がより期待される。
相互会社の契約者は直接関心を持たないのが一般的である。
米国では会社所有者の経営環境に対する態度の差が、経営者の判断に大きく影響するという文化的土壌が存在する。
- ◆ 株式会社は、利益分配制度、株主オプション（自社株買取選択権）を通じて、有能な経営者や幹部のリクルート、忠誠心の増大を期待できる。
- ◇ 経営再建のための株式会社が可能となる。（スポンサー付き買収の受け入れ）
- ◇ 企業風土の革新
- ◇ イメージの变革
- ◇ 無配当保険商品の販売量制限がなくなるため、商品戦略・開発のバリエーションが広がる。（相互会社では無配当保険は非社員契約となり、販売量制限がある。）
- ◇ 剰余金（利益）の一定割合以上還元規制が適用対象外となるため、株主配当財源確保・内部留保の自在性等が高まる。（ただし、定款に有配当保護措置を入れる必要がある。）

<非相互化のデメリット>

- ◆ 株式会社化に要する費用・時間は膨大なものとなる。また、提出された組織変更計画書の審査・検証、関係者のヒアリングなどに膨大な時間が割かれ、行政当局の負担も大きい。
- ◆ 非相互化の目的が、組織変更と同時に株式を発行することによる市場資金の収集である場合でも、新会社の株価が予め明確には推定できず、株式市場の状況によっては計画水準より低い資金収集しかできない場合が想定される。非相互化にはこの危険が伴う。

- ◆ 株式会社には買収される危険がある。保険契約者の持ち分として株式を発行して補償する方法が一般的であるが、多数の小株主が存在することとなり、買い占めの対象となる。
- ◆ 契約者の持分再分配方法等の決定には、法律問題、保険数理上の問題など多くの困難が伴う。
- ◆ 株式会社の経営者の関心が、短期的な業績に傾きすぎる懸念が存在する。
- ◆ 株主に利益を分配する必要のない相互会社形態は、大衆にアピールする。特に相互会社の募集人の多くは、これを販売上の有利さと考えている。〔注：実際にこのようなことがあるのかという疑問はある。〕
- ◆ 株式会社ではG A A P会計による財務諸表の作成が求められる。現在ではF A S 1 2 0によって相互会社に対してもG A A P会計が求められている。相互会社のG A A P導入時に検討されているように、G A A P会計導入の際には過去に遡って繰り延べ新契約費用の計算を求められるなど、膨大な作業が必要になってくる。F A S 1 2 0以前でも相互会社によってはG A A P会計に従った内部管理会計を行っていた会社もあったが、この業務が非相互化のデメリットと考えられていた。〔注：米国に限っての話ということであり、米国に上場しない限りあまり関係ない。今では、相互会社もG A A P会計を求められていることからデメリットではない。〕
- ◇ 相互会社に比べてより多くのディスクロージャーを強いられる。
- ◇ 株式会社化後は、株主と契約者の間で利益に対するコンフリクトが発生する懸念がある。
- ◇ 株式会社化後には、株主配当コスト・株主管理コストがかかることによって、有配当契約者の合理的期待が保護されない可能性がある。
- ◇ 株価による風評リスクに晒される懸念がある。
- ◇ 形式的にせよ、社員権の一部を喪失する契約者が発生する。

② 「組織変更剰余金額」について、法令に規定されている事項に触れながらその内容を説明し、所見を述べよ。

< 「組織変更剰余金額」について >

- 今日の相互会社においては、その純資産額は、退社員の貢献により形成された純資産（エンティティ・キャピタル）と、現社員の貢献により形成された純資産が混在した状態になっていると考えられる。組織変更を行う会社に、過去の退社

員が形成したと考えられる資産がある場合には、その金額を組織変更剰余金額として、定款に定めることにより、組織変更日現在の社員に分配することを制限しつつ社員間の株式の割当てを公正・衡平に行うとともに、以後の株主配当に制限を加え、退社員の貢献分に対応する資産が流出しないようにすることが組織変更剰余金額設定の趣旨である。

- 組織変更剰余金額は、「組織変更剰余金」ではなく「組織変更剰余金額」であることからわかるように、B/S上の剰余金ではなく、その金額をB/S上の注記とすることが想定されている。

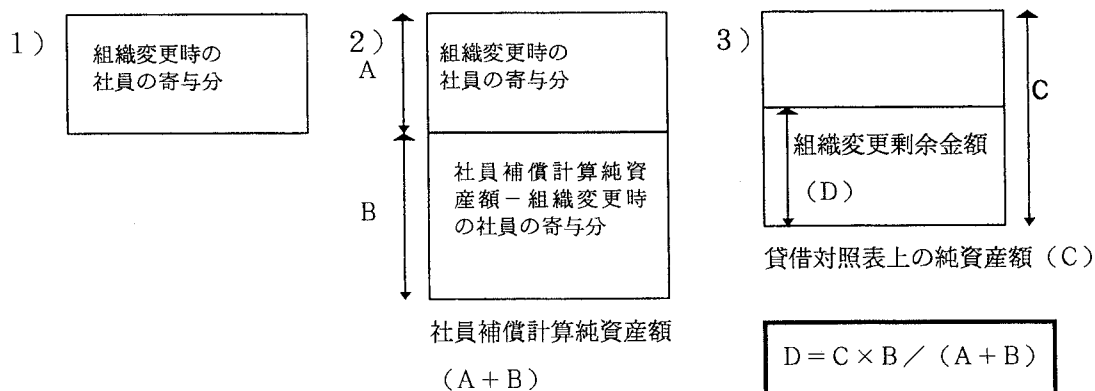
< 保険業法・保険業法施行規則で規定されている事項 >

- 組織変更計画書に「組織変更剰余金額に関する事項」を記載しなければならない（保険業法第86条第5項）
- 定款において組織変更剰余金額を定めなくてはならない（保険業法第92条第1項）
- 組織変更後の株式会社は、貸借対照表上の純資産額から組織変更剰余金額を控除した残額を超えて、利益の配当（注：株主配当）を行うことができない（保険業法第92条第2項）< 配当制限 >
- 組織変更剰余金額は、退社員の全体について、第89条第2項の内閣府令（注：寄与分計算方法）に準じて内閣府令で定めるところにより計算した金額の総額とする。（保険業法第92条第3項）< 組織変更剰余金額の計算方法 >
 - ・ 法第九十二条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更を行う相互会社の組織変更時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうち第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。（施行規則第45条第1項）
 - 一 前条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した組織変更を行う相互会社の組織変更時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額
 - イ 前条第二項第二号に掲げる額
 - ロ 法第六十三条第一項の保険契約について、前条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額
 - ハ 前条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した組織変更を行う相互会社の組織変更時における債務を

履行するために確保すべき資産の額（イ及びロに掲げるものを除く。）
 二 前号に掲げる額から前条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

※ 組織変更剰余金額の計算方法については以下のような説明もありうる。

- 1) ネット・アセット・シェア方式により、組織変更時点での社員の寄与分を計算
- 2) 寄与分計算と平仄のあったベースで純資産額を認識(社員補償計算純資産額)
- 3) 純資産額を $B / (A + B)$ の比率で按分したものを組織変更剰余金額とする。



○ 前3項に定めるもののほか、組織変更剰余金額の減額その他組織変更剰余金額に関し必要な事項は、内閣府令で定める。（保険業法第92条第4項）〈組織変更剰余金額の減額〉

・組織変更後の株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の資本の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき組織変更剰余金額を減額することができる。（保険業法施行規則第45条第2項）

- 一 剰余金又は法定準備金による資本の欠損のてん補
- 二 資本の減少
- 三 法第四条第二項第四号に掲げる書類（保険料及び責任準備金の算出方法書）を変更することによる保険料積立金の追加積立て
- 四 法第一百五条第一項の価格変動準備金の取崩し
- 五 第六十九条第一項第三号の危険準備金の取崩し

<所見等> … 以下のような論点から所見を展開することが考えられる。

○ 法令上では計算方法が必ずしも一意的に定められているわけではない。以下の点に留意して組織変更剰余金額の計算を行う必要がある。

- ・ 組織変更剰余金額の計算結果が実態と比べて過小な場合、一部退社員の寄与分が株主配当として流出することになると考えられ、一方で計算結果が実態と比べて過大な場合には株主配当の不当な制限となる恐れがある。
- ・ 寄与分計算手法が、組織変更剰余金額の計算に影響を与える。相互会社時代の会計方針等との整合性を慎重に吟味して計算手法を選択する必要がある。
- ・ 有配当契約者の合理的期待の保護手法との整合性等
- ・ 時価会計が導入された中で、純資産額をどのように決定することが望ましいかなどもう一度法令上再整理が必要ではないか。
- ・ 退社員が形成したと考えられる財産の会社清算時の帰属は明確化されておらず、実質的には株主のものとなると考えられる。
- ・ 組織変更剰余金額が資本金と法定準備金の合計額を下回る場合は、商法の利益配当制限が優先されることになり、実質的な制限の意味を持たなくなる。
- ・ 組織変更剰余金額による株主配当制限を回避するために増資等の対応を採用する場合があることも想定される。このような場合、資本の希薄化やROEの低下といった副作用を伴う。
- ・ 組織変更剰余金額を設定するという法令は海外では見あたらない。そもそも、社員権のない（社員権を放棄した）退社員は既になんら保険会社に対して権利を保有していないため、その権利を保護するための法律は意味があるのかという意見もある。（オーファンサープラス等の議論もありうる。）
- ・ 退社員に対する割当の必要性

【解答の作成にあたって】

テキストに書いてあるままの内容を記載している解答が散見されたが、テキストに記載されている内容は改正前の法令である。テキストに載っているからといって、そのまま丸覚えするのではなく、直近の法令内容に気を配るようにしてもらいたい。

以上